

河川法第75条の規定による措置命令

河川法（昭和39年法律第 167号）第75条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

二級河川新堀川の河川区域内（下久々江橋左岸）において、河川法第24条の許可を受けずに船舶（船体に記載された番号TY3-3938）を係留している所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、同法第75条第1項の規定により、令和3年8月9日の期限までに当該船舶を除却し、原状に回復するよう命ずる。

なお、当該期限までに当該措置を行わないときは、河川法第75条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者においてこれを除却し、その要した費用については同条第9項の規定により所有者等の負担とする。

補記

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。